

最高人民法院による不正競争民事事件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈(改正)

(2006年12月30日に最高人民法院裁判委員会第1412回会議で可決、2007年2月1日施行;2020年12月23日に最高人民法院裁判委員会第1823回会議採択の『最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理に関する法律適用の若干の問題に関する解釈(二)』など18件の知的財産権類司法解釈の改正の決定で改正、2021年1月1日施行:法釈[2007]2号、法釈[2020]19号)

最高人民法院 2020年12月29日

不正競争民事事件を正確に審理するために、法により経営者の合法的権益を保護し、市場での競争秩序を維持し、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和国不正競争防止法(反不正当竞争法)」「中華人民共和国国民事訴訟法」などの法律の関連規定に基づき、裁判実務経験と実際の状況を結び付け、本解釈を制定する。

第1条 中国国内において一定の市場での知名度を有し、関連公衆に知られている商品は、不正競争防止法第5条第(2)項に規定する「知名商品(訳注:良く知られた(周知)商品)」と認定しなければならない。人民法院は知名商品を認定する場合、当該商品の販売期間、販売地域、販売額及び販売対象、何らかの宣伝の継続期間、程度及び地域範囲、知名商品として保護される状況などの要因を考慮し、総合的に判断を行わなければならない。原告はその商品の市場での知名度に対して立証責任を負わなければならない。

異なる地域範囲において知名商品に特有の名称、包装、装飾と同じ或いは類似するものが使用された後に使用者がそれを善意使用と証明することができる場合、不正競争防止法第5条第(2)項に規定する不正競争行為を構成しない。その後、事業活動が同じ地域範囲に入ることにより、その商品の出所に混淆が生じる場合、先の使用者が後の使用者に商品の出所を区別するためその他の標識を付けることを命じるよう申立てた場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第2条 商品の出所を区別する顕著な特徴を備える商品の名称、包装、装飾は、不正競争防止法第5条第(2)項に規定する「特有の名称、包装、装飾」と認定しな

なければならない。以下に掲げる状況のいずれかがある場合、人民法院は知名商品に特有の名称、包装、装飾と認定しない:

(1)商品の通称、図形、型番;

(2)ただ単に直接商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表わすのみの商品名称;

(3)ただ商品自体の性質により生じる形状、技術的効果を得るためのみに必要な商品の形状及び商品に実質的価値を備えるための形状;

(4)その他の顕著な特徴に乏しい商品名、包装、装飾。

前項第(1)、(2)、(4)項に規定する状況が使用を通じて顕著な特徴を獲得した場合、特有の名称、包装、装飾と認定することができる。

知名商品に特有の名称、包装、装飾に本商品の通称、図形、型番、或いは商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表示、或いは地名を含み、他人が商品を客観的に説明するために正当に使用する場合、不正競争行為を構成しない。

第3条 事業者の営業場所の装飾、営業用品の様式、従業員の服飾などで構成される独特なスタイルを備える全体的ビジネスイメージは、不正競争防止法第5条第(2)項に規定する「装飾」と認定することができる。

第4条 知名商品の事業者の使用許諾や関連企業との関係など特定の関連があるとの誤認を含み、関連公衆に商品の出所について誤認を生じさせるに足りる場合、不正競争防止法第5条第(2)項に規定する「他人の知名商品と混同を生じ、購入者に当該知名商品と誤認

させる」と認定しなければならない。

同じ商品に同じ或いは視覚的に基本的に区別のない商品名、包装、装飾を使用した場合、他人の知名商品と混同を生じさせるに足りると見做さなければならない。

知名商品に特有の名称、包装、装飾と同一或いは類似すると認定する場合、商標の同一或いは類似判断の原則と方法を参照することができる。

第5条 商品の名称、包装、装飾は商標法第10条第1項に規定する商標として使用できない標識に属し、当事者が不正競争法第5条第(2)項の規定により保護を申立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

第6条 企業登記主管機関に法により登録した企業名称及び中国国内で商業的使用を行う外国(地区)企業名称は、不正競争防止法第5条第(3)項に規定する「企業名称」と認定しなければならない。一定の市場での知名度を備え、関連公衆に知られている企業名称中の屋号は、不正競争防止法第5条(3)項に規定する「企業名称」と認定することができる。

商品事業において使用する自然人の姓名は、不正競争防止法第5条(3)項に規定する「姓名」と認定しなければならない。一定の市場での知名度を備え、関連公衆に知られている自然人のペンネーム、芸名などは、不正競争防止法第5条第(3)項に規定する「姓名」と認定することができる。

第7条 中国国内で商業的に使用する場合で、知名商品に特有の名称、包装、装飾或いは企業名称、氏名を商品、商品の包装及び商品の取引文書に使用する、或いは広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に使用する場合、不正競争防止法第5条第(2)項、第(3)項に規定する「使用」と認定しなければならない。

第8条 事業者以下に掲げる行為のいずれかあり、関連公衆に誤解を招くに足る場合、不正競争防止法第9条第1項に規定する誤解を招く虚偽の宣伝行為と認定することができる：

(1)商品に対して一方的な宣伝或いは対比を行う場合；

(2)科学上の定説でない観点、現象などを定説の事実として商品の宣伝に用いる場合；

(3)曖昧な言語或いはその他の人に誤解させる方法で商品の宣伝を行う場合。

明らかに誇張した方法で商品を宣伝するものの、関連公衆に誤解を生じさせるには足りない場合、人に誤解させる虚偽宣伝行為には属さない。

人民法院は、日常生活経験、関係公衆の一般的注意力、誤解が生じた事実及び宣伝対象の実際の状況などの要素に基づき、人に誤解させる虚偽の宣伝行為について認定しなければならない。

第9条 関連情報は当業者(その所属分野の関係者)に広く知られておらず容易に得られない場合、不正競争防止法第10条第3項に規定する「公衆に知られていない」と認定しなければならない。

以下に掲げる状況のいずれかがある場合、関連情報は公衆に知られていないと認定することができる：

(1)当該情報は当業技術或いは経済分野に属する人の一般常識或いは業界慣例である場合；

(2)当該情報はただ製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せなどの内容に関連し、市場参入後関連公衆に商品の観察を通じて即、直接得られる場合；

(3)当該情報はすでに公開の出版物或いはその他のメディアで公開されている場合；

(4)当該情報はすでに公開された报告会、展示などの方式を通じて公開されている場合；

(5)当該情報はその他の公開のルートから得られる場合；

(6)当該情報は一定の代価を払うことなく容易に得られる場合。

第10条 関連情報は現実的或いは潜在的な商業価値を備えており、権利者に競争上の優位をもたらすことができる場合、不正競争防止法第10条第3項に規定する「権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を

備える」と認定しなければならない。

第11条 権利者が情報漏洩を防止するために採るその商業価値などの具体的状況に適応した合理的保護措置を、不正競争防止法第10条第3項に規定する「秘密保持措置」と認定しなければならない。

人民法院は情報媒体の特性、権利者の秘密保持意思、秘密保持措置の識別可能性、他人が正当な方式を通じて獲得できる難易度などの要素に基づき、権利者が秘密保持措置を採ったか否かを認定しなければならない。

以下に掲げる状況のいずれかがあり、通常の場合において秘密情報漏えいを防止するのに十分である場合、権利者は秘密保持措置を採っていたと認定しなければならない。

(1)機密情報が知られる範囲を限定し、知る必要がある関係者のみにその内容を通知している場合；

(2)機密情報の媒体に施錠などの防犯措置を採っている場合；

(3)機密情報の媒体に秘密保持マークを表示している場合；

(4)機密情報にパスワード或いは暗号コードなどを採用している場合；

(5)秘密保持契約を締結している場合；

(6)機密に関わる機器、工場、現場などの場所への来訪者を制限、或いは秘密保持要求を提出している場合；

(7)情報の秘密確保するその他の合理的な措置がある場合。

第12条 自主開発或いはリバースエンジニアリングなどの方法を通じて得られた営業秘密は、不正競争防止法第10条第(1)、(2)項に規定される営業秘密侵害行為とは認定しない。

前項にいう「リバースエンジニアリング(反向工程)」とは、技術的手段を通じて公開されたルートから得られた製品を解体、測量、分析などにより当該製品に関する技術情報を獲得することをいう。当事者が不正な手段で他人の営業秘密を知った後で、リバースエンジニアリング

を理由に合法的取得行為を主張した場合、これを支持しない。

第13条 営業秘密における取引先リストとは、一般に取引先の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容などで構成される関連公開情報とは区別される特殊な取引先情報をいい、多くの取引先の取引先名簿を集め、長期に安定した取引関係を維持する特定の取引先が含まれる。

取引先が従業員個人への信頼に基づいて従業員が所在する単位(会社)と市場取引を行い、当該従業員が退職した後、取引先が自らの意志で自己と或いはその新しい単位(会社)と市場取引を行うことを選択したことを証明できる場合、不正な手段を採っていないと認定しなければならない。但し、従業員と元の会社とに別段の契約がある場合を除く。

第14条 当事者は他人がその営業秘密を侵害したと指摘した場合、その所有する営業秘密が法定条件に適合し、相手方当事者の情報とその営業秘密とが同じ或いは実質的に同じであり、相手方当事者が不正な手段を採った事実に対して立証責任を負わなければならない。その中で、営業秘密が法定条件に適合する証拠の場合、営業秘密の媒体、具体的な内容、営業価値及び当該営業秘密に対して採った具体的秘密保持措置などが含まれる。

第15条 営業秘密を侵害する行為に対して、営業秘密独占使用許諾契約の被許諾者が訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起、或いは権利者が起訴しない状況において、自ら訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

通常使用許諾契約の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起、或いは権利者から書面による授權を経て、単独で訴訟を提起した場合、人民法院は法により受理しなければならない。

第16条 人民法院が営業秘密を侵害する行為に対して侵害停止の民事責任の判決を下した場合、侵害の停止期間は通常当該営業秘密が公衆に知られる時まで継続する。

前項の規定に基づき下された侵害停止期間が明らかに不合理である場合、法により権利者の当該営業秘密の競争優位を保護する情況下、侵害者に一定期間或いは範囲内で当該営業秘密の使用を停止する判決を下すことができる。

第17条 不正競争防止法第10条に規定する営業秘密侵害行為に対する損害賠償額を確定する場合、特許権侵害の損害賠償額を確定する方法を参照して行うことができる。不正競争防止法第5条、第9条、第14条に規定する不正競争行為に対する損害賠償額を確定する場合、登録商標専用権侵害の損害賠償額を確定する方法を参照して行うことができる。

権利侵害行為により営業秘密がすでに公衆に知られている場合、当該営業秘密の商業価値に基づいて損害賠償額を確定しなければならない。営業秘密の商業価値は、その研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益、取得可能な収益、競争優位を維持できる期間などの要素に基づき確定する。

第18条 不正競争防止法第5条、第9条、第10条、第14条に規定する不正競争民事第一審事件は、通常中級人民法院が管轄する。

各高級人民法院は当管轄区の実際の状況に基づき、最高人民法院の承認を経て、不正競争民事第一審事件を受理する若干の基層人民法院を確定することができ、既に知的財産権民事事件を審理できると承認された基層人民法院は、引き続き受理することができる。

第19条 本解釈は2007年2月1日から施行する。